

## 令和7年度 フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部

「労働安全衛生法第60条の2第2項に基づく安全教育に関する指針」により、フォークリフト運転技能講習修了者に対し、一定期間(概ね5年経過)ごとに安全教育を行うように努めなければならないと定められております。

この講習は、技能講習終了後、労働災害等の動向や技術革新の変化に対応し併せて関係法令を再教育することにより、安全衛生水準の向上を図ることを目的としております。

実施要領には、事業者に代わって当協会が実施した場合は、受講者には修了証を交付し、修了者名簿を作成し保管することが定められています。

つきましては、フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育を実施いたしますので、この機会に貴事業場における該当者を是非、受講させていただきますようご案内申し上げます。

### 記

- 開催日時 **第1回 令和7年 7月29日(火) 9:00~16:20**  
**第2回 令和7年11月11日(火) 9:00~16:20**
- 開催場所 徳島市北田宮2丁目14番50号 徳島県トラック会館 3階 会議室  
○会場変更の場合は、電話・FAXでご連絡いたします。
- 受講料 8,855円(テキスト代、消費税込み)
- 申込方法 まず、お電話でご予約ください。  
その後、申込書の提出と受講料の支払い(現金又は銀行振込等)をお願いします。  
〒770-0003 徳島市北田宮2丁目14番50号 徳島県トラック会館内  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部  
電 話 088-632-4662 FAX 088-632-4701
- 振込先 阿波銀行田宮支店 普通預金 285456  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部
- 修了証の交付 講習の全課程を修了した者に講習修了証を交付します。
- 備 考 申込人数が10名に満たない場合は、開催を中止することがあります。  
適格請求書・領収書が入り用の際は、ご予約の際にお申し出ください。

受講申込書は陸災防徳島県支部のホームページより別途ダウンロードすることができます。

URL : <https://tokushima-truck.jp/saibou/>